家計が急変した世帯 就学援助制度のお知らせ



帯広市では、小・中・義務教育学校に通うお子さんがいる世帯で、経済的な理由によ り、就学時の学用品費や給食費などの負担が困難な場合に支援を行っています。

対象世帯を認定する際には収入の基準を設けていますが、失業や賃金の不払いなどで 家計が急変した場合は、その基準を緩和する措置を行います。

次の要件のいずれかに該当する場合には、学校教育課へご相談ください。

基準が緩和される要件

- 申請日から過去1年以内に、災害にあい、財産に損害を受けた場合
- 世帯の生計を主として維持する者が、現在失業中である場合 (長期の療養、会社の倒産や解雇による失業で、休職はあてはまらず)
- 世帯の生計を主として維持する者の、賃金が不払いとなっている場合

緩和される収入基準額の目安

	従来の基準 ━━━━			緩和後の基準	
	収入額の上限	所得額の上限		収入額の上限	所得額の上限
3 人世帯	336万円	227万円		382万円	261万円
4 人世帯	370万円	252万円		422万円	293万円
5 人世帯	421万円	292万円		480万円	3 4 0 万円

- 会社勤め等給与収入のみの世帯は「収入上限」を、営業所得等給与収入以外 の収入がある世帯は「所得上限」を参照してください。
- 基準額は目安であり、家族の年齢等により額が異なり、上記の額の範囲内で あっても認定とならない場合があります。

带広市教育委員会 学校教育課

電話【0155-65-4203】

時間【平日8:45から17:30まで】

